

防災ヘリコプター維持管理・運営事業

業績等の監視及び改善要求措置要領

国土交通省

目 次

1. 基本的考え方	1
(1) 業績等の監視の基本的考え方	1
(2) 改善要求措置の基本的考え方	1
2. 業績等の監視の方法	1
3. 改善要求措置の方法	2
(1) 改善勧告及び改善・復旧の措置	2
(2) 支払いの減額措置	2
(3) 本事業の業務を実施する企業の変更	3
(4) 契約解除	3
4. 業務等に係る確認方法	3
(1) 本事業の全般管理に係る確認方法	3
(2) 防災ヘリコプターの確保に関する業務に係る確認方法	4
(3) 防災ヘリコプターの維持・運航に関する業務に係る確認方法	5
5. 減額及び罰則点の付与	6
(1) 減額の対象	6
(2) 減額等の対象となる場合	6
(3) 減額のポイント	7
(4) 対価の減額	8

1. 基本的考え方

(1) 業績等の監視の基本的考え方

事業者は、事業期間を通じて安定性を維持し、適正かつ確実に事業が遂行されるよう、事業者の経営管理の状況、事業者が実施するそれぞれの業務の業績及び実施状況（以下「業績等」という。）並びに業務要求水準書及び事業者が提案した事業計画（以下「要求水準」という。）を達成していること及び達成しないおそれがないことについて、事業者自らが確認及び管理する。要求水準を達成していない場合又は達成しないおそれがある場合は、事業者自らが本事業の業務を実施する者に対して改善要求を行い、要求水準を満たすようにする。

国は、事業者によって提供される良質なサービスが維持されることを目的に、事業者による確認結果等を監視することにより、要求水準の達成状況を確認する。

(2) 改善要求措置の基本的考え方

国は、業績等を監視した結果、事業者の責めに帰す事由により、業績等が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、改善勧告、支払の減額、契約解除等の改善要求措置を講ずる。

2. 業績等の監視の方法

国は、以下のような方法で業績等の監視を行う。

- ① 事業者は、適正かつ確実に事業を遂行するため、また、そのために適切に自らの業績等を管理するため、事業契約書又は要求水準に基づき、業務の実施方法、工程、自らの業績等の確認の方法及び時期等を示した計画を作成し、国に提出して確認を受ける。
- ② 事業者は、上記①の計画に基づき、業務を実施するとともに、自らの業績等が要求水準を達成していることを確認する。
- ③ 事業者は、事業契約書又は要求水準に定められる書類を所定の時期までに国に提出し、上記②による確認の状況を報告する。
- ④ 国は、事業者の報告に基づき、事業者の業績等が要求水準を達成していることを確認する。
- ⑤ 国による業績等の監視については、書類による確認を基本とし、必要に応じて実地における確認を行う。

3. 改善要求措置の方法

(1) 改善勧告及び改善・復旧の措置

① 改善勧告

国は、業績等を監視した結果、事業者の責めに帰す事由により、業績等が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、直ちに改善及び復旧を図るよう改善勧告を行う。

② 改善・復旧計画書の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、次に掲げる事項について示した改善・復旧計画書を作成して、国に提出する。

ア 業務不履行の内容及び原因

イ 業務不履行の状況を改善及び復旧する具体的な方法、期限及び責任者

ウ 事業の実施体制、実施計画等についての必要な改善策

国は、事業者が提出した改善・復旧計画書の内容が、業務不履行の状況を改善及び復旧できる合理的なものであることを確認する。

なお、国は、その内容が、業務不履行の状況を改善及び復旧できるものとなっていない、又は合理的でないと判断した場合、改善・復旧計画書の変更及び再提出を求めることができる。

ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断される場合は、上記によらず、事業者は自らの責任において適切に応急処置等を行うものとし、これを国に報告する。

③ 改善・復旧の措置及び確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、業務を実施する企業に対して適切に指導等を行いつつ、直ちに改善及び復旧を図り、国に報告する。国は、事業者からの報告を受け、改善及び復旧が図られたことを確認する。

④ 再改善勧告

改善・復旧計画書が提出されない場合、改善・復旧計画書に定められた期限までに改善及び復旧が図られたことが確認できない場合等は、再度改善勧告を行う。

(2) 支払いの減額措置

改善勧告を行った場合、国は、サービス対価の減額又は罰則点の付与の措置を講ずる。詳細な減額方法及び罰則点の付与方法は、「5. 減額及び罰則点の付与」による。

(3) 本事業の業務を実施する企業の変更

改善勧告を繰り返しても、業務不履行の状況を改善及び復旧することが困難であると認められた場合、国は、事業者との協議により、業務不履行となっている業務を実施する企業の変更を求めることができるものとする。

(4) 契約解除

改善勧告を繰り返しても、業務不履行の状況を改善及び復旧することが困難であると認められた場合、国は、事業者の債務不履行と判断して、契約の全部又は業務不履行部分を解除できるものとする。

なお、国は、契約の一部解除により、本事業全体の業務履行の継続が明らかに不可能であると判断した場合、事業者の債務不履行等を理由に契約を終了することがある。この場合、国は、事業契約書の定めるところに従い、契約を終了するものとする。

4. 業務等に係る確認方法

(1) 本事業の全般管理に係る確認方法

① 書類による確認

事業者は、表1の提出書類を、それぞれの提出時期までに国に提出して確認を受ける。

なお、国は事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある場合など、必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求めることができる。

表1 提出する書類及び時期（経営管理）

	提出書類	提出時期	SPC 設立	
			有	無
1	S P Cの定款	事業契約の締結後7日以内、 定款の変更後7日以内	必要	—
2	S P Cの株主名簿	事業契約の締結後7日以内、 株主名簿の変更後7日以内	必要	—
3	実施体制図	事業契約の締結後7日以内、 実施体制の変更後7日以内	必要	必要
4	サービス対価の内訳書	事業契約締結後、30日以内	必要	必要
5	事業者が締結予定の契約書等のリスト	事業契約の締結後7日以内、 リストの変更後、翌月7日以内	必要	必要
6	事業者が締結した契約書等(変更契約含)の写し	国が5のリストに基づき指示する契約書等は、各契約締結後、7日以内 その他の契約書等は、各契約締結後、翌月の7日以内	必要	必要

	提出書類	提出時期	SPC 設立	
			有	無
7	株主総会の議事概要及び提示資料	株主総会の会日後、翌月 7 日以内	必要	—
8	取締役会の議事概要及び提示資料	取締役会の会日後、翌月 7 日以内	必要	—
9	各事業年度における会社法第 435 条第 2 項に定められる計算書類及びその附属明細書類並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業者の事業収支計画の対応関係の説明資料、監査報告書の写し、キャッシュフロー計算書	定時株主総会の会日から 7 日以内	必要	必要
10	事業者の事業収支計画及び PFI-LCC の算定資料	変更後、翌月 7 日以内	必要	必要

② 聞き取り等による確認

国は、書類による確認を行った結果、必要と認める場合は専門家等による聞き取り調査を実施することができるものとする。

(2) 防災ヘリコプターの確保に関する業務に係る確認方法

① 基本的な考え方

防災ヘリコプターの確保に関する業務の業績等の監視は、要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、業務の責任者が要求水準に基づき業務の管理及び確認を行った上で、事業者は自らにより確認し、国はその報告に基づき確認を行う。

事業者は、ヘリコプターの設計等における各種必要図面の提出の他、4 半期に 1 度、業務の実施状況について、国に報告を行う。

国は、事業者の報告に基づき確認を行うことを基本とし、事業者の提出する報告書等を基に、要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行う。

また、国が必要と認めた場合は、設計・製造状況に関して、実地における確認を行う場合がある。

② 書類による確認

事業者は、四半期に一度、業務要求水準書の内容を満たしているかどうかの確認の他、業務の実施状況を含め、国に報告書を提出し、要求水準の達成状況等について確認を受ける。提出書類は、国の確認に必要な十分な時間の余裕をもって提出する。

国は、事業者が作成する報告書により達成状況等の確認を行い、確認結果を事業者に交付する。

③ 実地における確認

事業遂行上の重要な結節において、業務履行の内容や進捗状況等を国としてより詳細に把握し、業務要求水準書等に基づく業務履行に関し事業者と認識を共有することを目的として、事業者による設計、製造、審査の結果等について国は確認を行う場合がある。

国が特に重要な工程と認める場合、国は説明の聴取、文書の閲覧、委託先等の事業所を含む業務の実施場所への立入り等により、実地における確認を行う場合がある。

(3) 防災ヘリコプターの維持・運航に関する業務に係る確認方法

① 日常モニタリング

事業者は、自らの責任により業務実施の業績等及び要求水準達成状況について適切にモニタリングするとともに、当該結果をとりまとめ適切に管理する。

ただし、重大な事象が発生した場合、業務不履行が確認された場合又は防災ヘリコプターの維持・運航に支障が生じた場合には国に直ちに報告する。

② 定期モニタリング

事業者は、①に基づき、業務実施の業績等及び要求水準達成状況を自ら確認の上、定期モニタリングに係る確認が必要な提出書類を、業務要求水準書に定める提出時期までに国に提出して確認を受ける。

③ 随時モニタリング

国が必要と判断した場合、随時に、業績等について、事業者から必要な報告を求める。事業者は確認した内容を速やかに国に報告する。

④ 実地における確認

①から③のモニタリングの実施にあたり、国が必要と認める時は、国は実地における確認を行う。事業者は、国の実地における確認に必要な協力を行う。

5. 減額及び罰則点の付与

事業者の業務不履行に対するサービス対価の減額等の手続きは、以下のとおりとする。

(1) 減額の対象

減額の対象となるサービス対価は以下のとおりである。

- 全般管理業務費
- 防災ヘリコプター維持費
- 防災ヘリコプター運航費

(上記に係る消費税及び地方消費税)

(2) 減額等の対象となる場合

減額等の対象となる場合は、以下に示す①又は②の状態と同等の事象をいう。

- ① 防災ヘリコプターの運航が確保されない又は確保されない恐れがある場合（表2に示す）
- ② 防災ヘリコプターの運航は確保されているが、明らかに利便性を欠く場合（表3に示す）

※ 機体に係る突発的な故障時における場合

ヘリコプターの特性を考慮し、日常的な維持管理の実施（業務要求水準書（資料-1）で示す業務）を実施していたにも係わらず発生する突発的な故障が発生した場合、当該事象が事業者の責かどうか判断がつくまでの間は、減額措置の対象としない（その間の「防災ヘリコプターの運航に関する業務」の対価は支払わないものとする）。

表2 防災ヘリコプターの運航が確保されない又は確保されないおそれがある事象の例

業務	事象
本業務の全般管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 各業務（企業間を含む）の総括・調整の故意による放棄。 ● 国との各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理の故意による放棄。 ● 業務要求水準書で規定する必要な各種報告書並びに、追加提出及び報告を求められた書類提出の未実施。等
防災ヘリコプターの維持に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘリコプターの試運転、回航に関する業務の未実施。 ● ヘリコプターの整備手順書に反する点検整備の未実施。 ● 関連法令の改正及び国土交通省航空局、機体製造業者からの通報に基づくヘリコプター改善の未実施。 ● ヘリコプターの格納庫管理の不備等により、ヘリコプターの運航ができない状態の放置。 ● ヘリコプターの予備部品等必要品の保管・管理の不備により、ヘリコプターの運航ができない状態の放置。

業務	事象
	● 予備品の機能検査及び予備品証明に関する業務の未実施。 等
防災ヘリコプターの運航に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 運航体制の不備による業務要求水準書での規定時間内での離陸の遅延。 ● 業務要求水準書に規定する航空保険契約の未締結。 ● 関東地方整備局が設置する臨時ヘリポートの申請及び更新手続きの未実施。 ● ヘリコプターの燃料補給や、飛行前後に必要な業務の未実施。 ● ヘリコプターからの撮影及び衛星通信、レーザー計測に関する業務の放棄。 等

表3 防災ヘリコプターの運航は確保されているが、明らかに利便性を欠く事象

業務	事象
本業務の全般管理に関する業務	● ①に該当する場合を除いた、業務要求水準の未達の場合すべて。
防災ヘリコプターの維持に関する業務	
防災ヘリコプターの運航に関する業務	

(3) 減額のポイント

① 減額ポイント

要求水準を満たしていない状況に応じた減額のポイントは以下のとおりとする。
ただし、軽微な不履行については、事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することができれば減額ポイントは付さないものとする。

表4 減額ポイント

水準未達の状況	減額ポイント
防災ヘリコプターの運航が確保されない又は確保されないおそれがある場合	水準未達と認定された業務毎に 20 ポイント
防災ヘリコプターの運航は確保されているが、明らかに利便性を欠く場合	水準未達と認定された業務毎に 2 ポイント

② 減額ポイントの算定

国は、以下のとおり減額ポイントを算出する。

ア 改善勧告後、改善・復旧計画書に記載された改善期限までに改善が確認された場合、減額ポイントは付与しない。期限までに、未達状況が改善されない場合、その改善期限日の翌日を第1日目として減額ポイントの算定の対象の日数とする。

イ 減額ポイントは、未達状況が継続する場合、各業務項目について、1日毎に自動的に加算される。但し、国は、改善の遅延が、事業者の責によらないと国が認めた場合は、減額ポイントの加算を中断できる。

(4) 対価の減額

国は、モニタリングを行った結果に基づき、減額ポイントの算定及びそれに応じた減額等の措置を四半期単位で行うものとする。

四半期での減額ポイントの累積が一定値を超える場合、そのポイントに応じて対価を減額する。なお、対価の減額割合は下表のとおりとする。

翌四半期には減額ポイントは持ち越さない。

また、減額後の対価の支払いは、未達状況が継続する場合、停止することとする。

表5 サービス対価の減額割合

四半期の減額ポイントの累積	減額割合
0～9	0% (減額なしで満額支払い)
10～29	1ポイントにつき0.2%の減額 (2.0～5.8%の減額)
30～49	1ポイントにつき0.4%の減額 (12.0～19.6%の減額)
50～99	1ポイントにつき0.6%の減額 (30.0～59.4%の減額)
100～	100%減額 (対価支払い無し)